

一宮町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第5号

一宮町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一宮町会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年一宮町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 条例第13条の2第1項の規定により準用する給与条例第19条の4に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。ただし、勤勉手当の支給日は基準日毎のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日と同日とする。

第18条第1項ただし書中「条例第19条」を「条例第13条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第18条の2 条例第24条の2第1項の規定により準用する給与条例第19条の4に規定す

る勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。ただし、勤勉手当の支給日は基準日毎のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日と同日とする。

- 2 条例第24条の2第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第19条の4第3項に規定する規則で定める額は、前条第3項各号に定める額の合計額とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。